

令和5年度山梨市保育園等利用者負担額(保育料)徴収金額表

利用者負担額(保育料)は、お子さんの父母の市民税所得割課税額(住宅借入金等特別控除・配当控除・寄附金控除など適用されないものもあります)を合算した額に応じて決定しています。

なお、父母の収入の合計額が103万円未満の場合は、同居の祖父母等の課税額で決定する場合があります。

※同居とは、住民基本台帳等の形式的な要件ではなく、生活の実態を重視し、児童と同一家屋に居住する父母及び祖父母等扶養義務者は、原則として同一世帯となります。

次の表は、保育認定(3号認定)の保育料です。公立・私立の別はありません。

階層区分	世帯の階層区分定義	利用者負担額(月額/人)	
		3歳未満児	
		標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	所得割課税額 10,000円未満 (市町村民税均等割課税世帯含む)	10,000	8,000
第4	所得割課税額 10,000円以上 25,000円未満	14,000	12,000
第5	所得割課税額 25,000円以上 48,600円未満	18,000	16,000
第6	所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	22,000	20,000
第7	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	24,000	22,000
第8	所得割課税額 97,000円以上 135,000円未満	30,000	28,000
第9	所得割課税額 135,000円以上 169,000円未満	36,000	34,000
第10	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	41,000	39,000
第11	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	42,000	40,000
第12	所得割課税額 397,000円以上	44,500	42,500

◎ 児童の当該年度初日の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料の区分は変わりません。また、年度途中で入園した場合も当該年度初日の年齢により決定されます。

◎ 同一世帯で兄弟が同時に保育園等を利用する場合、2人目は半額、3人目は無料となります。

【問い合わせ】 山梨市役所 子育て支援課 保育・児童担当 (東館1階、内線1152~1154)